

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都千代田区外神田三丁目6番10号

氏名 株式会社リーテム
代表取締役 中島 彰良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6年 7月 1日

許可の有効年月日 令和13年 6月30日

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4(委託契約に添付すべき書類)には該当しません。
また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。
株式会社リーテム

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破 砕： 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
木くず（物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレットに限る）
(以上4種類)

2 事業の用に供する施設

東京都大田区城南島三丁目2番9号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	432 t/日	864 t/日	平成17年4月28日	産施第286号	平成16年5月31日
	金属くず	960 t/日				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1,032 t/日				
	木くず（物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレットに限る）	60 t/日				

3 許可の条件

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(2) 中間処理は都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 17年 7月 1日 新規許可
令和 6年 7月 1日 更新許可 第 3 回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)